

金融庁、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ「中間論点整理」を公表

Point 1

中間論点整理は、どのような位置付けですか？

中間論点整理は、有価証券報告書におけるサステナビリティ基準（SSBJ基準）に準拠したサステナビリティ情報の開示と第三者保証制度の導入について、金融庁金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」の現時点における議論の状況を整理したものです。

Point 2

中間論点整理で、具体的な方針が示された内容は？

中間論点整理では、プライム市場上場企業に対し、株式時価総額の規模に応じて段階的にSSBJ基準に基づくサステナビリティ情報の開示を義務付け、SSBJ基準の適用開始時期の翌期から第三者保証を義務付ける、ロードマップが示されています。

また、第三者保証については、保証の適用開始時期から2年間は保証の範囲を限定すること、保証の水準を限定的保証とすることが示されています。

Point 3

中間論点整理で、引き続き検討事項とされた内容は？

中間論点整理では、SSBJ基準の適用に伴う環境整備としての有価証券報告書の提出期限の延長、有価証券報告書の虚偽記載等に対する責任のあり方（セーフハーバーの整備等）、第三者保証の担い手等について、引き続き検討するとされています。



ここに注目！

中間論点整理では、時価総額の規模に応じて段階的にSSBJ基準の適用、1年遅れで第三者保証を義務付けるロードマップが示されました。具体的には、時価総額3兆円以上の企業は2027年3月期、3兆円未満1兆円以上の企業は2028年3月期にSSBJ基準が適用される予定です。

ただし、時価総額1兆円未満5,000億円以上の企業、5,000億円未満のプライム企業の適用時期についてはそれぞれ、本年中および数年後を目途に結論を出すとしており、最終決定までには一定の時間を要する見込みです。